

新闇賃貸

2007年(平成19年)7月7日 土曜日

欠陥住宅施工業者も責任

最高裁判決

安全性欠けば賠償

欠陥住宅の購入者が、売
り主にではなく施工業者に

直接、損害賠償を求めるこ
とができるかどうかが争わ
れた訴訟の上告審判決が6

日、最高裁第2小法廷であ
った。今井功裁判長は「建
物の基礎や構造にかかる
ような重大な欠陥でなくて
も、施工業者が賠償責任を
負う場合がある」との初判
断を示し、購入者側の請求
を棄却した2審判決を破
棄。欠陥の程度を審理し直
させるため、福岡高裁に差
し戻した。

欠陥住宅の売り主は購入

者に対し賠償義務を負う
が、売り主から建設を請け
負った施工業者の賠償責任

についても、重大な欠陥が
ある場合だけに限って認め
る裁判例が多かった。購入

者側の敗訴範囲を広げたこ
の日の判決は、大きな影響

訴えていたのは、大分県
の手すりがぐらついて居住

別府市の9階建て新築ビル
を購入した親子。

判決によると、親子は1
990年、売り主の男性か
ら約5億6200万円で土

地と建物を購入。賃貸マ
ンションとして利用し、親子
も94年から入居したが、「建
物に亀裂や水漏れ、バルコ

ニーの手すりのぐらつきが
ある」などとして、建設会
社に建て替えを求めた。し
かし、拒否されたため、建
設会社と設計事務所に補修
費用などを計5億2500万

円の支払いを求めた。

今井裁判長はまず、「設
計者や施工業者は、契約関
係にない居住者に対して
も、建物の安全性を配慮す
る義務がある」とし、「建
物の基本的な安全性を損な
うような欠陥がある場合は
、購入者側の建設を請け負
う」と述べた。

建物の安全性を損なう欠

陥については、「バルコニー
の手すりがぐらついて居住

者が転落する危険があるよ
うな場合も含まれる」と範
囲を広げ、建物の基礎や構
造などの重大な欠陥に限り
ないとの基準を示した。

1審・大分地裁判決は、

建設会社と設計事務所に計
約7400万円の支払いを

命じたが、2審は「欠陥は
建物が倒壊するような危険
なものでない」と請求を棄
却していた。(△解説37面)

「安全」に重い責任

解説

訴訟で、最高裁は

6日、建物の安全について

は、購入者に対し施工した

建設業者も賠償責任を負う

とする初判断を示した。

この日は、購入者とほ
りの間の契約関係はないため、
損害賠償が認められにくか
ったからだ。

だが、この日の判決は、
たとえ直接の契約関係はな
くとも、建設業者は賠償

欠陥住宅を巡る
訴訟で、最高裁は
6日、建物の安全について
は、購入者に対し施工した
建設業者も賠償責任を負う
とする初判断を示した。
この日は、購入者とほ
りの間の契約関係はないため、
損害賠償が認められにくか
ったからだ。

たとえ直接の契約関係はな
くとも、建設業者は賠償

責任を負う」と述べた。
建物の安全性を損なう欠
陥については、「バルコニー
の手すりがぐらついて居住

者が倒壊するなどして補修費
用を負担できないようなケ
ースでは、購入者は泣き寝

くても、建設業者は賠償

せられたという。欠陥住宅
(小林篤子、本文記事一面)

欠陥住宅の購入者が、売
り主にではなく施工業者に
直接、損害賠償を求めるこ
とができるかどうかが争わ
れた訴訟の上告審判決が6
日、最高裁第2小法廷であ
った。今井功裁判長は「建
物の基礎や構造にかかる
ような重大な欠陥でなくて
も、施工業者が賠償責任を
負う場合がある」との初判
断を示し、購入者側の請求
を棄却した2審判決を破
棄。欠陥の程度を審理し直
させるため、福岡高裁に差
し戻した。

欠陥住宅の売り主は購入
者に対し賠償義務を負う
が、売り主から建設を請け
負った施工業者の賠償責任

についても、重大な欠陥が
ある場合だけに限って認め
る裁判例が多かった。購入
者側の敗訴範囲を広げたこ
の日の判決は、大きな影響

訴えていたのは、大分県
の手すりがぐらついて居住

者が転落する危険があるよ
うな場合も含まれる」と範
囲を広げ、建物の基礎や構
造などの重大な欠陥に限り
ないとの基準を示した。

1審・大分地裁判決は、
建設会社と設計事務所に計
約7400万円の支払いを

命じたが、2審は「欠陥は
建物が倒壊するような危険
なものでない」と請求を棄
却していた。(△解説37面)

建設会社と設計事務所に計
約7400万円の支払いを
命じたが、2審は「欠陥は
建物が倒壊するような危険
なものでない」と請求を棄
却していた。(△解説37面)

建設会社と設計事務所に計
約7400万円の支払いを
命じたが、2審は「欠陥は
建物が倒壊するような危険
なものでない」と請求を棄
却していた。(△解説37面)

建設会社と設計事務所に計
約7400万円の支払いを
命じたが、2審は「欠陥は
建物が倒壊するような危険
なものでない」と請求を棄
却していた。(△解説37面)